

Q じん肺の所見がある労働者に対する健康管理教育実施のポイントは？



さんぽくん

わが社には、粉じん作業に従事する労働者がおりますので、じん肺の有所見者に対する教育を実施する上でのポイントを教えてください。

A 事業場の実態を踏まえつつ、厚生労働省が策定している「じん肺有所見者に対する健康管理教育のためのガイドライン」に基づき実施することが必要です。

じん肺は、粉じんを吸い込むことにより、肺に線維性の変化を起こさせる病気で、現在の医学ではこの病変を回復させる有効な治療の方策は一般的にはありません。すでにじん肺の所見のある労働者のじん肺の進行を防止するためには、事業者が労働者の粉じんへのばく露を最小限とすることが重要ですが、これと同時に、労働者も健康的な生活習慣や合併症の予防など、じん肺の進行を防止するための知識を得ることが重要です。

なお、「じん肺有所見者に対する健康管理教育のためのガイドライン」の概要は次のとおりです。

1) 教育の対象者・実施時期

常時粉じん作業に従事する労働者または常時粉じん作業に従事させたことがある労働者のうち以下の者。

対象者	実施時期
(1) じん肺健康診断で新規に有所見となった者	新規に有所見となったとき
(2) じん肺健康診断でじん肺管理区分が管理2から管理3イまたは管理3口になった者および管理3イから管理3口になった者	当該時期

※ 現にじん肺管理区分が管理2、管理3イまたは管理3口であって、当該教育を受けていない者についても随時教育を行うこととしています。

2) 教育の内容、時間、方法および講師

(1) 内容および時間

科目	範囲	時間
①じん肺について	イ 肺と呼吸の仕組み ロ じん肺の概要 ハ 粉じんの種類とその影響 ニ じん肺の症状	0.5
②じん肺の進行の防止と健康管理	イ 粉じんばく露の低減化措置 ロ 健康的な生活習慣 ハ 合併症の予防	1.5
③じん肺法等関係法令	イ 関係法令 ロ 関係手続き	1.0

※すでに当該教育を受けたことのある者については、①および③の科目について省略することができることとしています。

(2) 方法

教育の方法としては、講義方式に加え、ビデオなどを用いた視聴覚教育等科目の内容に応じて効果の上がる方法で行うこととしています。

(3) 講師

教育内容について、知識、経験を豊富に有する者としています。なお、前記2) (1)の「②じん肺の進行の防止と健康管理」の科目の講師としては、じん肺に関し、知識、経験を豊富に有する産業医等が適当です。また、「①じん肺について」および「③じん肺法等関係法令」については、産業医のほかに、衛生管理者、労働衛生コンサルタント、その他労働衛生に関する知識を有する者が適当です。

3) 教育の推進体制の整備等

(1) 教育の実施者など

教育の実施者は事業者ですが、事業者が自ら行うほか、安全衛生団体等に委託して実施できることとされています。

なお、あらかじめ教育の実施に当たって実施責任者を定めるとともに、実施計画を作成することとしています。

また、安全衛生委員会等で教育の対象者、実施時期、内容、講師の選定等の実施計画について調査審議することが適当です。

(2) 記録の保存

事業者は、教育の受講者、実施時期等の記録を保存することとしています。